慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	注解・国連国際債権譲渡条約 (2) : UNCITRAL総会報告書をもとに
Sub Title	Commentary on United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade : based on the reports of the UNCITRAL (2)
Author	池田, 真朗(Ikeda, Masao) 北澤, 安紀(Kitazawa, Aki) 国際債権流動化法研究会(Study Group on International Securitization Law)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2002
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.75, No.8 (2002. 8) ,p.110 (29)- 138 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020828-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資 料

注解 • 国連国際債権譲渡条約(2)

----UNCITRAL 総会報告書をもとに----

池 田 真 朗 北 澤 安 紀 国際債権流動化法研究会

目次

まえがき

タイトル及び前文

第1章 適用範囲

第1条~第4条 … (以上前号)

第2章 総則

第5条~第7条

第3章 譲渡の効果

第8条~第10条 (以上本号)

[注] 草案条文 A/CN. 9/466, ANNEX. 1 についての2000年 6 月の UNCITRAL 総会報告書が [A/55/17] であり、草案条文 A/CN. 9/486, ANNEX. 1 についての2001年 6 月の UNCITRAL 総会報告書が [A/56/17] である。その他の解説については、前号「まえがき」を参照されたい。

第2章 総則

[第5条 定義及び解釈の原則]

この条約において、

(a)「原因契約」とは、譲渡される債権が発生する、譲渡人と債務者との間

の契約をいう。

- (b)「既存債権」とは、譲渡契約締結時以前に発生する債権をいい、「将来 債権」とは、譲渡契約締結時より後に発生する債権をいう。
- (c)「書面」とは、後の参照の用に供することのできる情報のあらゆる形式をいう。この条約において、書面に署名を要求している場合、その書面が、一般的に受容される方法又は当該署名を要求される者が同意した手続により、署名者を特定し、かつ書面に含まれる情報への署名者の承認を示すものであるときは、その要求は満たされるものとする。
- (d)「譲渡通知」とは、書面による通信であって、譲渡される債権及び譲受 人を合理的に特定するものをいう。
- (e)「倒産管財人」とは、倒産手続において、譲渡人の財産若しくは事業の 再建又は清算を管理する権限を付与された人又は機関をいい、仮に選任 された者を含む。
- (f)「倒産手続」とは、集団的な司法又は行政手続(暫定的な手続を含む。) であって、譲渡人の財産及び事業が再建又は清算の目的のために裁判所 その他の権限を有する機関の指揮又は監督に服するものをいう。
- (g)「優先権」とは、他の人の権利に優先する人の権利をいい、その目的に 関係する範囲で、権利が人的権利であるか物的権利であるか、権利が負 債その他の義務の担保権であるか及び競合する権利の主張者に対してそ の権利を有効とするのに必要な要件が満たされるかについての決定を含 む。
- (h)人は、その営業所を有する国に所在するものとする。譲渡人又は譲受人が二以上の国に営業所を有する場合は、営業所は、譲渡人又は譲受人の中央統括が行われる所とする。債務者が二以上の国に営業所を有する場合は、営業所は、原因契約に最も密接な関連を有する所とする。人が営業所を持たない場合には、その常居所による。
- (i) 「法律」とは、ある国において効力を有する法律で、国際私法の規則で はないものをいう。
- (j)「proceeds (代価)」とは、譲渡される債権に関して受け取られるあらゆるものをいい、全部若しくは一部の支払であるか又はその他の弁済態様であるかを問わない。proceeds に関して受け取られるあらゆるものを

含むが、返却された物品を含まない。

- (k)「金融契約」とは、直物取引、先物取引、オプション取引又はスワップ取引であって、利率、商品、通貨、株式、社債、指数、その他の金融手段を伴うもの、買戻し又は証券貸借の取引その他類似の取引であって金融市場に入るもの及びこれらの取引を組み合せたものをいう。
- (I)「ネッティング合意」とは、次のいずれかを可能とする二以上の当事者 間の合意をいう。
 - (i) 更改 (novation) その他の方法による同一日に同一通貨により満期となる支払のネット決済
 - (ii) 当事者の倒産その他の債務不履行(default)の場合における、入れ替え又は公正な市場の価値によるすべての未決済の取引の終了、未決済の取引額の単一通貨への両替及びある者から他の者への単一の支払へのネット
 - (iii) 二以上のネッティング合意により、前項のもとで見込まれる算出額 の相殺
- (m)「競合する権利の主張者」とは、次の者をいう。
 - (i) 同一譲渡人からの同一債権に関する別の譲受人。ただし、譲渡人のその他の財産に対する権利に基づいて、譲渡された債権に対する権利を 法律上当然に主張する者も含む。債権が国際的ではない場合及びその 譲受人への譲渡が国際譲渡ではない場合においても同様である。
 - (ii)譲渡人の債権者
 - (iii)倒産管財人

※ 草案第6条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

この条約において、

- (a)「原因契約」とは、譲渡される債権が発生する、譲渡人と債務者との間の 契約をいう。
- (b)「既存債権」とは、譲渡契約締結時以前に発生する債権をいう。「将来債権」とは、譲渡契約締結時より後に発生する債権をいう。
- [(c)「債権によるファイナンス」とは、債権の形式をとる価値に対して、価値、信用又は関連するサービスが提供されるあらゆる取引をいい、ファク

タリング、forfaiting、証券化、プロジェクトファイナンス、借換えを含む。]

- (d)「書面」とは、後の参照の用に供することのできる情報のあらゆる形式をいう。この条約において、書面に署名を要求している場合、その書面が、一般的に受容される方法又は当該署名を要求される者が同意した手続により、署名者を特定し、かつ書面に含まれる情報への署名者の承認を示すものであるときは、その要求は満たされるものとする。
- (e)「譲渡通知」とは、書面による通信であって、譲渡される債権及び譲受人 を合理的に特定するものをいう。
- (f)「倒産管財人」とは、倒産手続において、譲渡人の財産若しくは事業の再 建又は清算を管理する権限を付与された人又は機関をいい、仮に選任され た者を含む。
- (g)「倒産手続」とは、集団的な司法又は行政手続(暫定的な手続を含む。) であって、譲渡人の財産及び事業が再建又は清算の目的のために裁判所そ の他の権限を有する機関の指揮又は監督に服するものをいう。
- (h)「優先権」とは、他の当事者に優先する当事者の権利をいう。

(i)

- (i)人は、その営業所を有する国に所在するものとする。
- (ii) 譲渡人又は譲受人が二以上の営業所を有する場合は、営業所は中央統括 が行われる所とする。
- (iii)債務者が二以上の営業所を有する場合は、営業所は、原因契約に最も 密接な関連を有する所とする。
- (iv)人が営業所を持たない場合には、その常居所による。
- (j)「法律」とは、ある国において効力を有する法律で、国際私法の規則では ないものをいう。
- (k)「proceeds (代価)」とは、譲渡される債権に関して受け取られるあらゆるものをいい、全部若しくは一部の支払であるか又はその他の弁済態様であるかを問わない。proceeds に関して受け取られるあらゆるものを含むが、返却された物品を含まない。
 - [(1)「取引債権」とは、商品の売買又はリース、あるいは金融サービス以外のサービスの供給を目的とする原因契約の下で生じる債権のことをいう。]

※ 草案第5条 (A/CN. 9/486, Annex. 1)

この条約において、

- (a)「原因契約」とは、譲渡される債権が発生する、譲渡人と債務者との間の 契約をいう。
- (b)「既存債権」とは、譲渡契約締結時以前に発生する債権をいい、「将来債権」とは、譲渡契約締結時より後に発生する債権をいう。
- (c)「書面」とは、後の参照の用に供することのできる情報のあらゆる形式をいう。この条約において、書面に署名を要求している場合、その書面が、一般的に受容される方法又は当該署名を要求される者が同意した手続により、署名者を特定し、かつ書面に含まれる情報への署名者の承認を示すものであるときは、その要求は満たされるものとする。
- (d)「譲渡通知」とは、書面による通信であって、譲渡される債権及び譲受人 を合理的に特定するものをいう。
- (e)「倒産管財人」とは、倒産手続において、譲渡人の財産若しくは事業の再 建又は清算を管理する権限を付与された人又は機関をいい、仮に選任され た者を含む。
- (f)「倒産手続」とは、集団的な司法又は行政手続(暫定的な手続を含む。)で あって、譲渡人の財産及び事業が再建又は清算の目的のために裁判所その 他の権限を有する機関の指揮又は監督に服するものをいう。
- (g)「優先権」とは、他の当事者に優先する当事者の権利をいう。
- (h)人は、その営業所を有する国に所在するものとする。譲渡人又は譲受人が 二以上の国に営業所を有する場合は、営業所は、譲渡人又は譲受人の中央 統括が行われる所とする。債務者が二以上の国に営業所を有する場合は、 営業所は、原因契約にもっとも密接な関連を有する所とする。人が営業所 を持たない場合には、その常居所による。
- (i)「法律」とは、ある国において効力を有する法律で、国際私法の規則では ないものをいう。
- (j)「proceeds (代価)」とは、譲渡される債権に関して受け取られるあらゆるものをいい、全部若しくは一部の支払であるか又はその他の弁済態様であるかを問わない。proceeds に関して受け取られるあらゆるものを含むが、返却された物品を含まない。

注解 · 国連国際債権譲渡条約 (2)

- (k)「金融契約」とは、直物取引、先物取引、オプション取引又はスワップ取引であって、利率、商品、通貨、株式、社債、指数、その他の金融手段を伴うもの、買戻し又は証券貸借の取引その他類似の取引であって金融市場に入るもの及びこれらの取引を組み合せたものをいう。
- (1)「ネッティング合意」とは、次のいずれかを可能とする合意をいう。
 - (i) 更改 (novation) その他の方法による同一日に同一通貨により満期となる支払のネット決済
 - (ii) 当事者の倒産その他の債務不履行(default)の場合における、入れ替え又は公正な市場の価値によるすべての未決済の取引の終了、未決済の取引額の単一通貨への両替及びある者から他の者への単一の支払へのネット
 - (iii)二以上のネッティング合意により、前項のもとで見込まれる算出額の 相殺
- (m)「競合する権利の主張者」とは、次の者をいう。
 - (i)同一譲渡人からの同一債権に関する別の譲受人。ただし、譲渡人のその他の財産に対する権利に基づいて、譲渡された債権に対する権利を法律上当然に主張する者も含む。債権が国際的ではない場合及びその譲受人への譲渡が国際譲渡ではない場合においても同様である。
 - (ii)譲渡人の債権者
 - (iii)倒産管財人

[A/55/17]

- 111. 委員会は、表題および前文、優先関係の規則および最終条項における連邦国家問題を考慮する機会まで、(c)(h)(j)各項の議論を延期することとした((l)項の議論については、paras. 104-107 及び paras. 145-151 参照。(c)項については、para. 184 参照)。
- 112. 議論は、(i)項(「所在地(location)」に関する定義)に集中した。一般的に同意されていたものとしては、この条項が条約中最も重要なものの一つであるという点であった。というのは、これが、条約の適用範囲および優先関係の規則の決定に関連するものだからである。様々な見解が表明された。
- 113. その一つは、(i)項は原則として適切な規定であり、多くの場合に十分に機能 するであろうというものであった。その見解によれば、この項は、支店と仕事をす

るような産業(とりわけ、銀行および保険産業)については、十分に機能するもの ではないということであった。この見解に賛同するものとして、以下のような指摘 がなされた。すなわち、ある国の支店を通じてなされた、ある会社の取引に関する 優先関係の問題を、その会社がたまたま中央統括機能を有するような他の国の法律 に委ねることは適切ではないというものであった。加えて、そのような問題に言及 しないことは、条約の受容性を減退させる結果となるかもしれないと述べられた。 中央統括地ルール(place-of-central-administration)が機能しないような特別な 場合に言及するために、多くの提案がなされた。その一つの提案によれば、譲渡前 に債権がどの支店の会計帳簿に記載されたかに、支店の所在地を委ねるというもの であった。この見解は次のような理由で反対された。すなわち、このようなアプロ ーチは、確実性および透明性を高めるものではないとされた。というのは、第三者 は債権がどの帳簿に現れたかを知る由もなく、かつ、ともかくも、帳簿(それが紙 形式であろうが電子形式であろうが)は譲渡契約とは無関係の法域(jurisdiction) に保管される可能性があるからである。もう一つの提案は、この例外事例は、UN-CITRAL 国際銀行口座振替モデル法第1条第3項(「異なる国にある銀行の支店お よび独立した事務所は、別の銀行である。」)の方向性に沿って公式化されうるとい うものであった。この見解は以下のような理由で反対された。すなわち、このよう なアプローチは、同一銀行の異なる支店によって同一債権の譲渡によって生じた紛 争事例において生じる問題に解決をもたらすものではなく、他方で、「銀行」なる用 語の統一的定義について合意に至らしめるのを大変困難なものとするであろうから である。これらの反対意見は、譲渡が最も関連を有するような銀行または保険会社 の支店に委ねるべきであるとの提案に対しても、引き合いにだされた。

114. もう一つの見解は、次のようなものであった。すなわち、支店の所在地は、独立法人(subsidiaries)を通じてなされるよりも支店を通じて世界中で行われるような産業全てにおいて、一貫した方法で、明らかにされるべきであるというものである。それゆえ、銀行および保険会社の矮小な例外を導入する代わりに、異なる所在地ルール、すなわち、関連する契約と最も密接な関連を有する営業所といった原理に則った譲渡人、譲受人、債務者の所在地を扱うようなものが導入されるべきである。様々な提案がなされたが、その中には、(i)項を以下のようにすべきであるとする提案もあった。

「譲受人または債務者が二以上の営業所を有する場合には、関連する営業所とは原

因契約に最も密接な関連を有する場所とする。このルールの適用が [、異なる国に 位置する]譲渡人および譲受人の二以上の営業所を示すこととなる場合には、関連 する営業所は、その中央統括が行われる場所とする。」

この提案には、支持が表明された。とりわけ、同一実体の支店からなされた複数 譲渡の事例において譲渡人の場所をいかに決するかという問題を解決することがで きるという観点から評価された。

115. しかしながら、この提案は、以下のような理由から反対された。最密接関連 主義という試金石は、条約を通じて実現が企図された確実性をかなり減退させ、信 用コストおよび信用の利用可能性に関し、否定的な影響をもたらすものとなるであ ろう、というものであった。将来債権の事例においては、原因契約に最も密接な関 連を有する場所というのは、譲渡時には決定することが不可能であり、集合譲渡 (bulk assignments) の事例においては、複数の原因契約が存在することから、原因 契約に最も密接な関連を有する場所は様々でありうる、という指摘がなされた。ま た次のような指摘がなされた。多くの実務においては、譲渡人(被融資者)および 譲受人の所在地の決定に用いられうる考慮は、通常、債務者の所在地の決定におけ る関連する考慮とは異なるものとなりうる。また、なされた提案は、原因契約以上 に重要な譲渡契約を譲渡人の所在地と関連づける必要性を考慮していないというこ とも述べられた。見解の過度な相違という点に鑑み、以下のような提案がなされた。 営業所アプローチ(place-of-business approach)は条約適用に関する所在地を定 義するために供されるべきであり、中央統括地ルールは条約の優先関係の規則の適 用上採択されるべきである、というものである。この提案は、支店に関して生じる 諸問題を解決しないばかりか、条約の適用に関して確実性を増加させるようなもの ではなく、かつ、首尾一貫しない結果をもたらすものであるとして反対された。

116. 議論の間、他の問題に関連した付加的な提案も多くなされた。その一つは、債務者の所在地が決定し得ない場合に、中央統括地または支払が生じた地が参照されるべきであるというものであった。この提案については委員会の中では十分な支持が得られなかった。もう一つの提案は、(i)項を、複数の営業所が異なる国に存する場合に限定したうえで、複数の営業所について扱うものとして改訂すべきであるというものであった。この問題は既に(i)項に黙示的に含まれているとの指摘がなされる一方で、更なる明確性を確保するものとして賛同された。さらなる提案として、明確性という目的から、債務者の常居所(habitual residence)というよりも、「通

- 常の(ordinary)」居所へと言及が改められるべきであるというものがあった。この 提案に対する支持は表明されなかった。
- 117. 異なる国における二以上の営業所についての言及を条件として、委員会は、 (i)項の実質的な内容について承認し、これを起草部会へ付託した。
- 118. (k)項に関しては以下のような懸念が表明された。「proceeds」の定義から、買主から売主へ返却(たとえば、物品が欠陥を有していたからとか、売買契約からキャンセルされたからとか、買主が試用期間経過後に物品を保持することを望まなかったからなどの理由で)された物品を除外することによって、一定の実務を弱体化させてしまう蓋然性が高い、というものである。このような実務においては、譲渡人一売主に支払をなした譲受人は、売主によって譲渡人一売主に返却されたあらゆる物品における財産的権利(property right)を取得する、との説明がなされた。(k)項の最後の一文は削除されるべきであるとの提案がなされた。というのは、いずれにせよ、(k)項のもとでは、「proceeds」は「返却された物品(retured goods)」を包含するであろうものではないからである。委員会は、「返却された物品」に関する問題は第16条および第24条との関連で生じるものであることに鑑み、これらの条文に関する議論がなされるまで、この問題に関する考慮は延期した(para. 167参照)。

[A/56/17]

第(g)号(「優先権」)

- 148. 「優先権」という用語の定義に関する以前の議論を想起して(para. 37 参照)、 委員会は、以下のような修文の第(g)号の新案を検討した。
- 「(g)『優先権』という用語は、競合する権利の主張者の権利に対する、ある者の権利に与えられた優先性を意味し、その目的のために適切である限りで、物権に関するかどうか、債務またはその他の義務の担保として設定されたかどうかを決定する。」
- 149. 条約草案が、「競合する権利の主張者」という用語の定義によって対象とされた人とは別の人の権利の優先権に対して影響を及ぼさないようにするために、新しい項が、草案第26条に加えられたことが留意された。それゆえ、この規定が機能するためには、(g)号は、「競合する権利の主張者またはその他の人」に言及しなければならないと考えられた。この修正を条件に、委員会は第5条の新しい(g)号を実質的に承認し、起草部会に付託した。

第(h)号(「所在地」)

150. (h)号の「所在地」の定義は、大方の場合において、うまく機能するであろうと認められた。しかしながら、ある見解によると、その定義は、銀行とその他の金融機関については、少なくとも、その定義がある国における外国の銀行の支店の取引に関する優先権の問題を別の国にある当該銀行の中央統括が行われる場所の法律にゆだねる範囲で、適切ではないおそれがあった。この結果は、中央銀行が外国の銀行の支店の債権を担保として徴求して、それらの支店に融資をするという金融取引においても、また商業銀行が外国の銀行の支店の貸付を購入する取引においても、問題を引き起こすということが特に述べられた。この問題を解決するために、銀行の支店と、場合によっては、その他の金融機関の支店は、独立の法主体として扱うことが提案された。そのような規則は、(h)号によってもたらされる確実性を減少させないか、その規則が対象とするとみなされていた実務とは別の実務を侵害しないか懸念が表明されたけれども、委員会は、上で明らかにされた問題を解決するための規則を作成するという意図を汲んだ。(h)号の末尾に、以下のような修文を加えることが提案された。「譲渡人または譲受人が、貸付をし、預金を受け、銀行業務に従事するならば、譲受人または譲渡人の支店は、別人格である」。

151. この提案は一定の支持を得られた。UNCITRAL 国際銀行口座振替モデル法第1条第3項が同様の基準を含むものであることが繰り返された。支店が異なった法的主体として考慮されるのであれば、支店の取引に関する優先関係の問題は債権の取引と最も密接な関連を有する法に従うことになることが指摘された。こうした規則は以下の点に適合することも強調された。すなわち、銀行の支店が規制上および税法上の目的からそこに位置しているとみなされる国家に、優先関係の問題を委ねることができる点である。

152. いくつかの提案が問題の規定を改善するために出された。その一つは、その適用範囲を他の金融機関、さらには支店により組織される他の商的主体にも広げるものであった。この提案に対して反対意見が出された。その理由は不当に規定の適用範囲を広げ、(h)号によりもたらされる確実性を減少させる可能性があるというものであった。他の提案によると、新たな規定がもっぱら銀行業務が許可されている場合に適用されるべきであるとされた。この提案もまた反論の対象となった。何故ならば、提案された規定を有効なものとするために、許可にのみ言及することは、実際にはいかなる銀行業務も行っていない状況においても、意図せずこの規定の適

用につながるからである。さらに、許可が本店に関するものか支店に関するものかは分かり得ないのである(ある意見によれば、銀行業務自体に関するものかも明確ではない点も問題である)。他の提案は、貸付の付与および預金の受け入れに言及しないというものであった。何故なら、いくつかの銀行は二つの業務を同時に行使することを許可され得ないからである。この提案は一定の支持を得たものの、銀行でない実体にこの規定を適用することになるとの懸念が出された。他の提案によれば、この規定の適用を優先関係の問題に限定するべきであるというものであった。この提案は支持を得られなかった。さらには、「譲受人」への言及を削除することが提案された。すなわち、譲受人の所在地は本条約の適用可能性についても、および優先関係の問題についても重要なものではないからである。各国代表はこの提案も支持しなかった。その理由は、譲受人の所在地は取引の国際性、従って本条約の適用にとって重要なものだからである。

153. 提案された規定の修文について出された懸念の他には、多くの根本的な反論が提起された。(h)号で言明される中央統括地ルールが大多数の場合に適合的であり、例外により損なわれるべきでないことが指摘された。その上で、優先関係の問題はある銀行の支店が規制あるいは税法に服している国家の法に属するものではなく、銀行が決算をする国家、すなわち中央統括地の法に属する問題であることが強調された。そもそも銀行の支店を異なる主体として取り扱うことは、実務に混乱を広げ得る人為的な区別を創設することになることが指摘された。特に、中央統括地への登録を必要とする国においては、かような規定が優先権を得る方法さらには二重の登録義務を創設する方法に関して不確実性を引き起こすことになり得る。その上、この規定は意図された主体でない別の主体に適用され得る。何故ならば「銀行」という用語の統一的な定義が存在しないからである。この点で、UNCITRALモデル法における「銀行」の定義は使用できないことが指摘された。何故ならばこの定義はこの法の目的に応じて作られたもの、すなわち支払指示のための定義であるからである。

第(k)号(「金融契約」)

154. ある見解によれば、担保および信用に関する取り決めは(明示的に)除外されなければならない、という。これらの取り決めは、金融契約を規律する標準的な取引約定書それ自体をもってする、ということが述べられた。同様に、条約草案からこのような取り決めを除外することは、リスク管理に関する重要な仕組みが服す

る市場の標準的協定において定められた相殺の規定に関しては、確実性と予見可能性を増加させる効果があることが指摘された。しかしながら、第33会期において委員会は「金融契約」という文言の定義に関して担保および信用の仕組みについて言及していたものを削除することで見解の一致を見たはずである、ということが指摘された。その理由としては、これらの取り決めは「金融契約」という定義に馴染まず、また、より一層重要なこととしては、このような規定方法が、不用意に、銀行貸付の担保としてなされる債権譲渡を除外するという結果を生じさせ得るからであるということがあげられていた(A/55/17, paras. 50 and 74 参照)。委員会は、この決定を確認した。しかし、大方の見解としては、このような除外は、除外された取引の数を過度に増加させる危険が伴うこととなろうと解された。金融契約とそうでない契約双方から生じる権利を担保する債権の譲渡を明示的に除外することは、特に不適切であろうということが指摘された。

第(I)号(「ネッティング」)

155. ある見解によれば、「ネッティング合意」という文言の定義は二当事者間ネッティングと複数当事者間ネッティングをともに対象とするであろうことを明確にしなければならない、という。「合意」という文言の前に次のような修文を挿入することが提案された。すなわち「二以上の当事者間の」というものである。この提案は委員会内部において多くの支持者を獲得した。

156. 先に述べた修正点 (paras. 149 and 154 参照) を受け入れ、委員会は草案第 5 条 (最終第 5 条) を実質的内容に関して承認し、起草部会へ付託した。

「第6条 当事者自治]

第19条の規定に従うほか、譲渡人、譲受人及び債務者は、それぞれの権利 及び義務に関するこの条約の条項を合意によって排除又は変更することがで きる。その合意は、当該合意の当事者以外の者の権利に影響を及ぼさない。

※ 草案第7条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

譲渡人、譲受人及び債務者は、それぞれの権利及び義務に関するこの条約の条項を合意によって排除又は変更することができる。その合意は、当該合意の当事者以外の者の権利に影響を及ぼさない。

※ 草案第6条 (A/CN. 9/486, Annex. 1)

第21条の規定に従うほか、譲渡人、譲受人及び債務者は、それぞれの権利 及び義務に関するこの条約の条項を合意によって排除又は変更することがで きる。その合意は、当該合意の当事者以外の者の権利に影響を及ぼさない。

[A/55/17]

120. 委員会は、本条の草案が、国際物品売買契約に関する国連条約(「国連売買条約」(ウィーン,1980年))第6条を基に作られたことを指摘した。しかし、国連売買条約第6条と異なり、UNCITRAL条約草案第7条(訳者注、最終第6条)は、当事者が第三者の法的地位に影響を及ぼす条項を変更又は排除すること、又は条約草案全体を除外することを認めないことも指摘された。その異なるアプローチの理由は、国連売買条約が、売主及び買主の共通の権利義務を扱うのに対し、UNCITRAL条約草案は、主に譲渡の物的効果を扱い、したがって、債務者及び他の第三者の法的地位に影響を与える可能性があるからである。委員会は、譲受人・債務者間の合意は条約によって扱われないという了解に基づいて、第7条の検討に着手した(A/CN.9/470, para.150参照)。当事者が条約全体の適用を除外することを認めるように、草案第7条を修正する提案は支持を得なかった。審議において、当事者による非締約国の法律の選択は、条約の適用を常に除外することになるかどうかにつき、いくつかの懸念が示された。

121. 委員会は、それが当事者に第21条の条項-債務者と譲渡人によって合意され うる抗弁の放棄の範囲を制限する-を排除する権限を与えていないことを明らかに するため、文言が条文に加えられることを決定した。消費者保護法が妨げられない ことを確実にするために、同様の言及が条約草案の他の条項にもなされる必要があることが言明された(消費者保護については、paras. 170-172 参照)。その問題についての最終決定を後の会期に委ね、草案第7条に草案第21条についての言及を含むことを条件とし、委員会は草案第7条(最終第6条)の内容を承認し、それを起草部会に付託した。

[A/56/17]

158. 委員会は、草案第6条(最終第6条)を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会へ付託した。

[第7条 解釈の原則]

- 1. この条約の解釈にあたっては、前文に示されたその目的及び趣旨、その 国際的性格並びにその適用の統一を促進する必要性及び国際取引における 信義の遵守を考慮するものとする。
- 2. この条約の規律する事項に関する問題であってこの条約により明示的に解決されないものは、この条約の基礎となる一般原則に従い、一般原則がない場合には、国際私法の規則による準拠法に従って解決するものとする。

※ 草案第8条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

- 1. この条約の解釈にあたっては、その国際的性格並びにその適用の統一を 促進する必要性及び国際取引における信義の遵守を考慮するものとする。
- 2. この条約の規律する事項に関する問題であってこの条約により明示的に 解決されないものは、この条約の基礎となる一般原則に従い、一般原則が ない場合には、国際私法の規則による準拠法に従って解決するものとする。
- ※ 草案第7条 (A/CN, 9/486, Annex, 1) 同上

[A/55/17]

123. 条約の解釈において考慮に入れるべき原則の中で、1項は条約の前文に明示的に言及すべきであるとの提案がなされた。「前文において示されたその目的及び趣旨(を考慮するものとする)」という明確な記述が提案された(UNIDROIT 国際ファクタリング条約第4条第1項(オタワ、1988年;「オタワ条約」)参照)。その変更を条件として、委員会は第1項の内容を承認し、それを起草部会に付託した。

124. 第2項に関して、条約の国際私法規定による準拠法が最初に適用されるべきであり、それから必要な場合にのみ、法廷地の国際私法規定による準拠法が適用されるべきであるということを確実にするために、それは修正される必要があるとの提案がなされた。一般原則又は国際私法規定による準拠法を適用する可能性は、条約の実質法部分のみを拡張するが、第5章を拡張するものでないこともまた、全般的に検討された。第7条と第5章の間の相互作用は、第5章の範囲及び目的一委員会によって検討される必要のある問題であるが一いかんで決まることに注目し、委員会はその問題についての決定を、第5章が仕上がるまで延期した。

[A/56/17]

160. 委員会は、草案第7条(最終第7条)を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会へ付託した。

第3章 譲渡の効果

「第8条 譲渡の効力]

- 1. 複数の債権、将来債権、又は債権の部分又はその全体についての支配権 の譲渡は、次の場合に、譲渡人と譲受人の間において、債務者に対して又 は競合する権利主張者に対して譲渡の効力を失わす、譲受人の権利は優先 権を否定されない。
 - (a)譲渡に関連する債権として個別に特定されている場合
 - (b) その他の方法により、譲渡の時(将来債権については、原因契約の締結 時)に譲渡に関連する債権であることが特定てきる場合
- 2. 一又は複数の将来債権の譲渡は、別段の合意がない限り、個別の債権の 譲渡に必要な新たな移転の行為なしに効力を有する。
- 3. 第1項、第9条並びに第10条第2項及び第3項に定める場合を除き、この条約は、法律による譲渡の制限に影響を及ぼさない。
- ※ 草案第9条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) [一括譲渡、将来債権の譲渡及び部分的 譲渡の効力]
 - 1. 一又は複数の既存の又は将来の債権及び債権における一部又は全体についての支配権の譲渡は、次の場合に効力を有する。
 - (a)譲渡に関連する債権として個別に特定されている場合
 - (b) その他の方法により、譲渡時(将来債権については、原因契約の締結時)に譲渡に関連する債権であることが特定できる場合
 - 2. 一又は複数の将来債権の譲渡は、別段の合意がない限り、個別の債権の 譲渡に必要な新たな移転の行為なしに、原因契約締結時に、効力を有する。
- ※ 草案第9条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) [一括譲渡、将来債権の譲渡及び部分的 譲渡の効力]
 - 1. 一又は複数の既存の又は将来の債権及び債権における一部又は全体についての支配権の譲渡は、次の場合に、譲渡人と譲受人の間において及び債務者に対して、効力を有する。
 - (a)譲渡に関連する債権として個別に特定されている場合

- (b) その他の方法により、譲渡時(将来債権については、原因契約の締結 時)に譲渡に関連する債権であることが特定できる場合
- 2. 一又は複数の将来債権の譲渡は、別段の合意がない限り、個別の債権の 譲渡に必要な新たな移転の行為なしに効力を有する。
- 3. 第1項、第11条並びに第12条第2項及び第3項に定める場合を除き、この条約は、法律による譲渡の制限に影響を及ぼさない。
- 4. この条約を除く法律が一般的に第1項の譲渡を認めないことのみをもって、債権の譲渡は競合する権利の主張者に対して効力を失わず、譲受人の権利は、競合する権利の主張者の権利に関するそれらの者に対する優先権を否定されない。

[A/55/17]

第1項

131. 第9条では、第1項に当てはまる以外の法律上の制限を覆すようなことは意図されていないと指摘された。委員会は、この理解が第9条に明確に反映されていなければならないと合意した。以下の文が提案された。すなわち、「この条約は、第9条に当てはまる以外のいかなる法律上の制限にも影響しない」(A/CN. 9/470, para. 85)である。提案された文が、債権の譲渡契約上の制限に影響する法的制限及び債権を担保する権利についても拡張されるべきであると述べられた。以下の修文が提案された。

「本条は、[A/CN. 9/472/add.3, p. 12 で提案された修文の] 第 4 項で示された類型の規則以外で、契約上の禁止又は制限以外の理由によって債権譲渡を禁止又は制限するあらゆる適用可能な規則に従う。」

132. 第9条は、譲渡人と譲受人間と債務者に対する譲渡の効力を扱っている一方で、債務者以外の第三者(たとえば、優先権)については第24条による準拠法が適用されると指摘された。効力と優先権の区別を反映するために、第9条は適切に修正されるべきであると合意された。特に、このような区別がなされていない法域における条約の適用の明確化のためである。また、第9条では、準拠法の優先関係の規則に取って代わることや、第24条乃至第27条により適用可能な優先権の規則を利用することで、一括譲渡又は将来債権の譲渡における禁止を潜脱することを許すことは意図されていないことを明確にしなければならないと合意された。この合意を反映するために、第1項の用語は譲渡人と譲受人間と対債権者の効力に関して適用

されることを明確にする提案がなされた。同様に、新しい項を第9条に挿入する提案がなされた。すなわち、「債権の移転は、譲渡人と譲受人の間において有効である」(A/CN. 9/472/Add.3, p. 12)。言いまわしとして、債務者との間においても有効であることを明確にするべきであると合意された。

133. さらに、第9条に新たな項を加えることが提案された(A/CN. 9/470, para. 88)。

「債務者以外の第三者に対する、第1項及び第2項で示された債権譲渡の効力は、 第24条による準拠法によって定められる。しかし、そのような譲渡は、譲渡人の所 在地の法律がその効力を認識していないことのみを原因として効力を失わない」。

提案された修文に具体化された原則については一般的な合意がなされた。一方で、第24条に反映されている規則を繰り返しているために第一文は不必要であり、第二文は譲渡人の債権や業務に係わる倒産手続開始後に生じる債権の譲渡に関する効力についての倒産法の規則に影響しかねないため行きすぎであると指摘された。この問題を解決するために、以下の修文が提案された。

「債権の移転は、本条約以外の法律が、一般的に、第1項又は第2項で示された譲渡を認識していないことのみを原因として、第24条(a)号で示された者に対して効力を失わなず、またそれに従属するわけではない」。

また、第9条に次のような項を挿入することが提案された(A/CN. 9/472/Add.3, p. 12 参照)。すなわち、「この条に定められた場合を除き、第24条(a)号に規定される者の権利に対して、債権の移転が影響するかは第4章第3節に沿って定められる」。

134. 前掲のパラグラフで述べられた変更に従って、正確な修文は起草部会に付託して、委員会は第1項の実質的内容について承認した。

第2項

135. 第31会期において、作業部会によって「発生」という用語を「原因契約締結の時」に置き換えられた結果、第2項は第10条とは一貫性のない形で譲渡の時に関する問題に焦点を当てるように見えると指摘された。第2項ではこのような問題を扱うことは意図されておらず、複数にわたる現在及び将来の債権の譲渡を含む基本合意の有効性についてのみ扱うと指摘された。よって、「原因契約締結の時」という表現は削除されなければならないと合意された。この変更に従って、委員会は第2項の実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[A/56/17]

166. 現在の修文において、第1項は年金及び俸給を含む全ての将来債権の譲渡を、 たとえそのような債権の譲渡が法律によって禁止されている場合でも、誤って法的 に有効としてしまうかもしれないことが確認された。第3項に相反するであろうそ のような事態を避けるため、以下のように第1項を変更することが提案された。「一 又は複数の既存の又は将来の債権の全て又は一部の譲渡、又は当該債権上の全ての undivided interests の譲渡は、効力がないわけではない」。第1項の全ての要素が同 項の最新版においても記載されるという理解の上で、この提案が広く支持された。 167. 「undivided interests」という表現が十分明白でないという懸念が表明された。 異なる法制度におけるこの概念の理解によっては、譲渡人は債権額の全て又は何割 かを債務者に請求し得ることが表明された。条約草案は undivided interests につい ての譲受人間の紛争がどのように解決され得るのか明確にしていないことも確認さ れた。そのうえ、草案第12条において債権の譲渡と債権上の undivided interests の 譲渡とを区別することが同じく望ましいと判断された。なぜなら、後者の債権上の undivided interestsの譲渡の場合においては、譲受人は譲渡された undivided interests の支払を担保する権利を主張する資格がないことがあり得るからである。 この懸念を払拭するために、「undivided interests」の概念を条約草案において定義 付けることが提案された。この提案は十分な支持を受けられなかった。大方の見解 によれば、債権上の undivided interests の譲渡の場合には、各譲受人は債務者に対 してその権利を行使することができること、そして、いかなる譲受人に対する undivided interests の支払であっても、債務者を免責させるということは、十分明白 なように思われる。

168. 前記の変更を条件として (para. 166 参照)、委員会は草案第 9 条 (最終第 8 条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第9条 譲渡に関する契約による制限]

- 1. 最初の又は後続の譲渡人と債務者又は後続の譲受人との間の、譲渡人の 債権を譲渡する譲渡人の権利を制限する合意にかかわらず、債権の譲渡は 効力を有する。
- 2. この条の規定は、前項の合意についての違反に対する譲渡人の義務又は

責任に影響を及ぼさない。ただし、譲渡人以外のその合意の当事者は、その違反のみを理由として原因契約又は譲渡契約を取り消すことができない。 前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知っていたことのみを原因と して責任を負わない。

- 3. この条の規定は、次の債権の譲渡にのみ適用する。
 - (a)物品若しくは金融サービスを除くサービスの供給契約若しくは賃貸借契約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約から生じる債権
 - (b)工業その他の知的所有権若しくは財産的情報の売買、賃貸借又は使用許 諾を目的とする原因契約から生じる債権
 - (c) クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権
 - (d)三以上の者によるネッティング合意に従い、満期の支払のネット決済に 基づく譲渡人の債権

※ 草案第11条 (A/CN, 9/466, Annex, 1)

- 1. 最初の又は後続の譲渡人と債務者又は後続の譲受人との間の、譲渡人の 債権を譲渡する譲渡人の権利を制限する合意にかかわらず、債権の譲渡は 効力を行する。
- 2. この条の規定は、前項の合意についての違反に対する譲渡人の義務又は 責任に影響を及ほさない。前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知 っていたことのみを原因として責任を負わない。

※ 草案第11条 (A/CN, 9/486, Annex, 1)

- 1. 最初の又は後続の譲渡人と債務者又は後続の譲受人との間の、譲渡人の 債権を譲渡する譲渡人の権利を制限する合意にかかわらず、債権の譲渡は 効力を有する。
- 2. この条の規定は、前項の合意についての違反に対する譲渡人の義務又は 責任に影響を及ぼさない。ただし、譲渡人以外のその合意の当事者は、そ の違反のみを理由として原因契約又は譲渡契約を取り消すことができない。 前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知っていたことのみを原因と して責任を負わない。
- 3. この条の規定は、次の債権の譲渡にのみ適用する。

注解・国連国際債権譲渡条約(2)

- (a) [物品] の供給若しくは賃貸借、建設、金融サービスを除くサービス又は不動産の売買若しくは賃貸借を目的とする原因契約から生じる債権
- (b)工業その他の知的財産権若しくはその他の情報の売買、賃貸借又は使用 許諾を目的とする原因契約から生じる債権
- (c) クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権
- (d)三以上の者によるネッティング合意に従う、満期の支払のネット決済に 基づく譲渡人の債権

[A/55/17]

一般的方針

140. 第11条は当事者自治に逆行するために削除または締約国の留保にかけるべきであるという見解が示された。これは委員会で充分な支持を得られなかった。第11条の基本的な方針は承認されるべきであると広く感ぜられた。第11条は、作業部会において長い討議を経た後に合意された不可欠の規定である。さらに、誰にとっても、債権の譲渡を促進し、取引の費用を削減する方が、債務者がもとの債権者以外には支払わなくて済むことを確保するよりも有益であると述べられた。また、条約草案の目的である、より低利での貸付の可能性を増加させるには、現在の商取引実務に適合させることを狙いとする国内法制の調整なしには達成できないと述べられた。討議の後、委員会は第11条の基礎をなす総合的な方針を承認し、維持すべきであると決定した(paras. 144 及び 151 において説明された変更に従う)。

譲渡禁止特約の違反のみを原因とした契約の取消

- 141. 債務者が、本条約以外の準拠法によって、いかなる債権譲渡も制限する合意 (譲渡禁止特約) の違反のみを原因として原因契約を取消す権利を有する場合に、その権利を主張しうるかについて異なった見解が示された。一つの見解は、債務者の譲渡禁止特約の違反により原因契約を取消す権利に対して、条約は干渉すべきでないというものである。原因契約の取消は、その契約下で取得したいかなる権利にも影響しないため、そのようなアプローチは必要がないと述べられた。さらに、そのようなアプローチでは不注意にも、譲受人のみならず、譲渡人まで、契約に違反しているにもかかわらず、理由なく過度に保護することになるとされた。
- 142. しかし、有力な見解は、債務者によって、譲渡人の譲渡禁止特約違反のみを原因とした原因契約取消の主張をなすことが除外されていない限り、第11条と第20条第3項はいかなる意味合いも持たなくなるとされた(これらの規定は、譲渡禁止

特約に違反してなされた譲渡を有効化し、また、債務者が、譲渡人の譲渡禁止特約 違反の結果に対して、譲受人に主張しうるいかなる権利も除外するものである)。さらに、通知を受けた後は、債務者はより小さな原因契約の変更ということを譲受人の現実の又は擬制の同意なしにはなし得ないのであれば、より大きな原因契約の取消ということをなしうるべきでないと述べられた。さらに、原因契約が取消されるとすれば、譲受人は先に融資をした一方で、債務者の支払をあてにすることが出来ないという立場に立たされうる。

143. このような理由から、長期契約または将来債権以外のすべての契約に対する 債務者の取消権を除外すること、又は、第2項を変更するのではなく注釈にこの事 柄について説明を付すという提案は支持されなかった。原因契約の取消は、債務者 (訳者注、原文は「債務者」だが意味的には「譲受人」か) が取得した権利に対して なんら影響を与えないということを、第11条の文言に追加する又は条約の注釈で説 明するという提案も十分な支持を得られなかった。債務者が原因契約を取消せば、 譲受人の権利は影響を受けると言わざるを得ないと広く感ぜられた。譲渡禁止特約 違反に対する債務者の原因契約の取消権を、実質的な違反が係わる場合に制限する という提案も十分な支持を引き寄せることはできなかった。そのようなアプローチ ではいかなる類型の行為が実質的な違反を構成するのか常に明らかになるわけでは ないという不確実性を招来すると広く感じられた。いずれにせよ、そのようなアプ ローチでは、どのような違反であっても原因契約にとり実質的違反であると定義づ けうることから、譲受人の保護に十分ではない。この事柄に関しては、何らかの不 確実性があれば、契約取消のリスクを補うことができなくなるという、思わざる結 果を招く可能性があり、したがって、取引を滞らせ又は譲渡人及び債務者に対する 与信コストを引き上げることになると、広く合意された。しかし、「債務者の履行し うる能力を実質的に損なう」譲渡でない限りは、債務者による原因契約の取消を排 除するという提案は関心を引きつけた。その提案を実行し、当事者がその譲渡禁止 特約違反が債務者の履行能力に対する実質的損傷であると意味付けることをあらか じめ排除するために、第2項にそれらの文言を含めるべきであると提案された。第 11条について提案された文言の追加に関連して、非金銭的履行請求権に対しても本 条約が影響を与えることを含意しているという、思わざる解釈がなされうると異議 が唱えられた。しかし、注釈において、本条約における譲渡は債務者の非金銭的履 行請求権に対して影響を与え得ないことを明らかにし得ると合意された。

144. 議論の後、第2項は譲渡人が譲渡禁止特約に反して譲渡をしたことのみを原因とする原因契約の取消を除外するために修正をするべきであると委員会は合意した。また、複数譲渡及び後続譲渡の譲渡禁止特約に関しても同じ規則が適用されるべきである合意された。さらに、債務者の損害賠償請求権はいかなる制限も受けるべきでないと合意された。このような変更を条件として、委員会は第2項の実質的内容について承認し、起草部会に付託した。

草案第11条及び草案第12条の範囲

145. 第11条及び第12条の範囲に関する以前の議論を想起して (paras. 104-107 参 照)、第11条の適用範囲を、第11条及び第12条第 2 項と第 3 項に適した取引に制限する提案を委員会は検討した。以下の文言を、新たな第11条第 3 項と第12条第 3 項の後に包含することが提案された。

「この条約は、次の債権の譲渡にのみ適用する。

- (a)物品の売買若しくは賃貸借を目的とする原因契約又は金融サービスを除くサービスの規定から生じる債権
- (b)工業その他の知的財産権若しくは知的な情報の売買、賃貸借又は使用許諾を目的とする原因契約から生じる債権
- (c) クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権」
- 146. 提案されたアプローチによれば、提案された一覧にない取引に関する譲渡禁止特約の効果については本条約以外の法律に委ねられることになると述べられた。 もし、法律が譲渡禁止特約に効力を与えるのであれば、譲渡は無効となり、従って、本条約は適用されないことになる。このようなアプローチでは第2条の「債権」の制限的な定義を不要とし、また第5条を無用とすると述べられた。
- 147. 委員会において、第11条及び第12条第2項と第3項(従って、本条約)の範囲を制限することに広い支持が表明された一方で、提案されたアプローチでは、過度に本条約の対象範囲を制限すると懸念が表明された。
- 148. また、「物品」が不動産を含むのかという疑問が提示された。これに対して、「物品」は動産であり有形の資産のみを意味し、したがって、土地、建物又は土地若しくは建物に永久的に固定された物品を含まないとされた。したがって、提案された修文の(a)号は不動産の売買又は賃貸借によって生じる債権についても言及するよう提案された。これに対する支持として、第11条及び第12条第2項と第3項の範囲から不動産取引から生ずる債権の譲渡を除外する理由がないと述べられた。そのよ

うな除外は、特に、不動産の所在する国の法律の下で取得した利益の保護を目的とする規定を、第4項に付加した後は必要ない。しかし、そのようなアプローチでは、条約の批准に否定的な影響を与えるかもしれないという注意が喚起された。これに対して、提案の追加によってこの問題は強調され、関連業界との協議を促進すると指摘された。討議の後、委員会は提案された追加分について承認した。

149. 融資上のネッティング合意をすべて条約の範囲から除外するという以前の議 論を想起して(paras. 46-48 参照)、委員会は産業ネッティング合意が第11条及び第 12条の範囲から除外されるべきか再び議論した。ネッティング合意によって規律さ れた非金融契約によって生じた債権の譲渡はこれら二か条の範囲から除外されるべ きであると提案された。この提案に対して、このようなアプローチは、単に譲渡人 と債務者が原因契約に、相殺による弁済に関する条項を含めたがために、不本意に 幅広い債権の譲渡までを除外することになると反対が表明された。条約は、機械的 になされ、譲受人を欺罔することを目的とするような、このような相殺合意を認容 すべきではないと考えられた。商工会議所間における産業ネッティング合意による 債権は、通常、譲渡されないことから、このようなアプローチは必要がないと述べ られた。この事柄は相殺の権利に関する第20条において言及することができると提 案された。しかし、第11条及び第12条の適用が、原因契約に含まれるネッティング 合意に規律される相互の負債の決済によるネット債務に限定されるならば、産業上 のネッティング合意を残し、条約から重要な取引実務を除外することがなくなると 述べられた。また、ネッティング合意による当事者の相互の義務の決済によるネッ ト・バランスは、更改によって生じる新たな債務であると述べられた。委員会によ って承認された定義に基づくネッティング合意は、少なくとも三又はそれ以上の当 事者間による取り決めであると理解されるべきであると指摘された(paras. 73 及び 74 参照)。「ネッティング合意」の定義が少なくとも三以上の当事者を要求している ことが充分に明らかであるか疑問が提示された。しかし、特に、幾つかの法域にお いてはネッティング合意は二当事者のみを必要であるとする場合もありうることか ら、定義は十分に明確であり、変更するべきではないと広く感ぜられた。以下の修 文が第11条と第12条又は第4条に追加されることが提案された。

「第11条及び第12条第2項と第3項の契約によって生じるネッティング合意に規律される債権は、満期の支払いのネット決済に基づく譲受人の債権にのみ適用される」この提案は幅広い支持をえた。

- 150. 第11条及び第12条第2項と第3項は、「他の類似した取引」にも適用されるべきであるとの提案がなされた。この提案は、条約の適用範囲に対して不明確性を生じ得るとの理由から反対にあった。他の提案は、提案された修文の(a)号は、法域によっては「サービス」という用語に建設を含むのが適切でない場合があることから、建設について言及するべきであるというものであった。この提案は、委員会において広い支持を得た。また、他の提案としては、条約の注釈において、「金融サービス」がファクタリングや送り状割引(インボイス・ディスカウンティング)を含むことを、たとえそれらが、保険、簿記、負債の回収といった厳密には金融でないサービスを含む場合であっても、説明するべきであるというものであった。この提案も、また、十分な支持を引きつけた。
- 151. 議論の後、委員会は、不動産に関する債権、産業ネッティング及び建設 (paras. 148-150 参照) について言及するための修正である第11条及び第12条の提案 による追加部分について実質的内容を承認し、起草部会に付託した。その討議と平行して、委員会は、第5条及び第6条の(1)号を削除するべきであると決定した。

さらに除外されるべき取引

152. 第11条及び第12条の範囲に関する議論が終了した後、委員会は、締約国がさらなる取引を条約の範囲から除外することができるかという疑問に戻った(第4条第2項及び第39条、同様に paras. 32及び109参照)。第4条第2項と第39条の削除について、強い支持があった。ひとたび条約の範囲が具体的かつ制限的に定義された以上、範囲に関する関心事は全て言及されているはずであり、したがって、締約国毎のさらなる除外は必要ないと広く感ぜられた。締約国毎にさらなる除外を認めることは、条約の目的である統一性と確実性を達成することに反するとも広く感ぜられた。しかし、第4条第2項と第39条の削除によって条約の受容性を減退させるのではないかとの懸念が表明された。また、範囲をめぐる問題と最終条項の全部に関する委員会の最終的決定がなされる前に第4条第2項を削除するのは時期尚早であるとも述べられた。それらの理由から、条約草案を最終化するまで、委員会は草案第4条第2項及び第39条に関する最終決定を延期した。

[A/56/17]

172. 第3項の根本にある一般的な考えは、条約草案の適用範囲から全体的に見て完全には除外されない金融サービスから生じる債権の譲渡を草案第11条の適用範囲から除外することにあったことが想起された。この考えがより明瞭に表れるように、

いくつかの提案がなされたが、それらは、とりわけ、第3項に以下のような表現を 用いようとするものであった。すなわち、「第11条は、金融サービス契約から生じる 債権の譲渡には適用されない。」とか「第11条は、貸付約定または保険契約から生じ る債権の譲渡には適用されない。」とか「第11条は、既発生の単一債権の譲渡には適 用されない。」などとするものである。それらの提案は、いずれも、委員会内では支 持されなかった。

173. 第3項(a)号で、ブラケットの間にある、「物品 (goods)」という語(仏語版では「有体動産 (biens meubles corporels)」)は、非常に限定的で、無体財産を排除するおそれがあると考えられた。また、第3項(b)号は、すべての無体財産と、とりわけ得意先、商号、製造の秘密を包含するためには、おそらく十分に広範であるとはいえないと述べられた。この懸念を考慮して、第3項(b)号の末尾に、「またはその他の無体財産」という表現を加えることが提案された。この提案は、第11条に、保険契約や償還されない貸付のような債権の譲渡を含めてしまうおそれがあるという理由で退けられた。しかしながら得意先、商号、商業的価値のある保護された情報のような資産が第3項(b)号によって対象とされるのを認めるということについては合意した。「物品」という表現を囲むブラケットは削除されるということを了解して、委員会は草案第11条(最終第9条)を承認し、起草部会に付託した。

「第10条 担保権の移転]

- 1. 譲渡される債権の支払を担保する人的又は物的権利は、新たな移転行為なくして譲受人に移転する。その権利が、それを規律する法律に基づき、新たな移転行為によってのみ移転し得る場合には、譲渡人は譲受人に当該権利及び proceeds を移転する義務を負う。
- 2. 譲渡される債権の支払を担保する権利は、譲渡人と債務者又は当該権利 を設定する者との間でなされる、当該債権又は当該債権の支払を担保する 権利を譲渡する譲渡人の権利を制限するいかなる合意にかかわらず、前項 の規定に従い移転される。
- 3. この条の規定は、前項に基づくいかなる合意についての違反に対する譲渡人の義務又は責任に影響を及ぼさない。ただし、譲渡人以外のその合意の当事者は、その違反のみを理由として原因契約又は譲渡契約を取り消す

注解・国連国際債権譲渡条約(2)

ことができない。前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知っていたことのみを原因として責任を負わない。

- 4. 第2項及び前項の規定は、次の債権の譲渡にのみ適用される。
 - (a)物品若しくは金融サービスを除くサービスの供給契約若しくは賃貸借契 約、建築契約又は不動産の売買契約若しくは賃貸借契約である原因契約 から生じる債権
 - (b)工業その他の知的所有権若しくは財産的情報の売買、賃貸借又は使用許 諾を目的とする原因契約から生じる債権
 - (c) クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権
 - (d)三以上の者によるネッティング合意に従い、満期の支払のネット決済に 基づく譲渡人の債権
- 5. 第1項に基づく物的権利の移転は、移転される物に関しその物的権利を 規律する法律に基づいて存在する、譲渡人の譲受人又は担保権設定者に対 する義務に影響を及ぼさない。
- 6. 第1項の規定は、譲渡される債権の支払を担保する権利の移転の形式又 は登録に関するこの条約を除く法律の規則による要件に影響を及ぼさない。

※ 草案第12条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

- 1. 譲渡される債権の支払を担保する人的又は物的権利は、その権利を規律 する法律がその権利の移転に新たな行為を要求している場合を除き、新た な移転行為なくして譲受人に移転する。その権利が、それを規律する法律 に基づき、新たな移転行為によってのみ移転しうる場合には、譲渡人は譲 受人に当該権利及び proceeds を移転する義務を負う。
- 2. 譲渡される債権の支払を担保する権利は、譲渡人と債務者又は当該権利 を設定する者との間でなされる、当該債権又は当該債権の支払を担保する 権利を譲渡する譲渡人の権利を制限するいかなる合意にかかわらず、前項 の規定に従い移転される。
- 3. この条の規定は、前項に基づくいかなる合意についての違反に対する譲渡人の義務又は責任に影響を及ぼさない。前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知っていたことのみを原因として責任を負わない。
- 4. 第1項に基づく物的権利の移転は、移転される物に関しその物的権利を

規律する法律に基づいて存在する、譲渡人の譲受人又は担保権設定者に対 する義務に影響を及ぼさない。

- 5. 第1項の規定は、譲渡される債権の支払を担保する権利の移転の形式又 は登録に関するこの条約を除く法律の規則による要件に影響を及ぼさない。 草案第12条 (A/CN, 9/486, Annex, 1)
 - 1. 譲渡される債権の支払を担保する人的又は物的権利は、新たな移転行為なくして譲受人に移転する。その権利が、それを規律する法律に基づき、新たな移転行為によってのみ移転しうる場合には、譲渡人は譲受人に当該権利及び proceeds を移転する義務を負う。
 - 2. 譲渡される債権の支払を担保する権利は、譲渡人と債務者又は当該権利 を設定する者との間でなされる、当該債権又は当該債権の支払を担保する 権利を譲渡する譲渡人の権利を制限するいかなる合意にかかわらず、前項 の規定に従い移転される。
 - 3. この条の規定は、前項に基づくいかなる合意についての違反に対する譲渡人の義務又は責任に影響を及ぼさない。ただし、譲渡人以外のその合意の当事者は、その違反のみを理由として原因契約又は譲渡契約を取り消すことができない。前項の合意の当事者以外の者は、その合意を知っていたことのみを原因として責任を負わない。
 - 4. 第2項及び前項の規定は、次の債権の譲渡のみに適用される。
 - (a) [物品] の供給若しくは賃貸借、建設、金融サービスを除くサービス又 は不動産の売買若しくは賃貸借を目的とする原因契約から生じる債権
 - (b)工業その他の知的財産権若しくはその他の情報の売買、賃貸借又は使用 許諾を目的とする原因契約から生じる債権
 - (c) クレジットカード取引に基づく支払義務の立替払いによる債権
 - (d)三以上の者によるネッティング合意に従う、満期の支払のネット決済に 基づく譲渡人の債権
 - 5. 第1項に基づく物的権利の移転は、移転される物に関しその物的権利を 規律する法律に基づいて存在する、譲渡人の譲受人又は担保権設定者に対 する義務に影響を及ぼさない。
 - 6. 第1項の規定は、譲渡される債権の支払を担保する権利の移転の形式又 は登録に関するこの条約を除く法律の規則による要件に影響を及ぼさない。

[A/55/17]

第1項

154. 委員会は、第1項第一文の二番目の部分(訳者注、「その権利を…除き、」の部分)は、事実上、第1項第二文の繰り返しであり、したがって、削除されるべきであると言及した。この変更に従って、委員会は第1項の実質的な内容について承認し、起草部会に付託した。

第2項及び第3項

155. 債務者は譲渡人が譲渡禁止特約に反したことのみを原因として原因契約の取消を主張しえないという決定を想起して (para. 144 参照)、債権の支払を担保する権利を譲渡するという合意の違反に対しても同じ規則が適用されるべきであると委員会は決定した。この第2項に対する変更を条件として、委員会は第2項及び第3項の実質的内容を承認し、起草部会に付託した。

156. また、委員会は、第11条の範囲に関する議論を想起し(para. 151 参照)、第 11条の文言に従っている第 2 項及び第 3 項は、第11条と同一の範囲を持つべきであると決定した。したがって、第11条における範囲の規定に沿った、第 2 項と第 3 項の範囲に関する新たな項を、第 4 項として挿入するべきであると決定された。

第4項及び第5項

157. 委員会は第4項及び第5項の実質的な内容について変更なく承認した。第5項は譲渡の要件に関する新しいセーフ・ハーバー・ルールと一貫しており、調整の必要はないと言及された。新しいルールと第12条第5項とを併用した適用の結果、譲渡の要件は譲渡人の所在地法(または他のいかなる準拠法)に従うが、譲渡される債権の支払いを担保する権利の移転の要件は、その権利を規律する法律に従うことになる。

[A/56/17]

175. 第1項は、このような担保を規律する法律の下で移転され得ない特定の類型の担保について影響を与えるのでないかという懸念が出された。草案第9条第3項は、この類型の法的制限を保つためには不十分なおそれがある。同条3項は、債権の移転に関する法的制限についての規定であり、債権の担保の移転に関する規定ではないからである。この懸念を考慮して、第1項の末尾に次のような文言を付け加えることが提案された。すなわち、「それを規律する法律の下でこのような担保が移転できる場合には」である。この提案は支持されなかった(ただし、para. 139及び

140 における新草案第 4 条第 3 項参照)。第 4 項(a)号における「物品 (goods)」という表現につけられたブラケットを削除することを了解し、委員会は草案第12条 (最終第10条) をその実質的内容において承認し、起草部会に付託した。

(以下次号)